

報 道 資 料

平成 27 年 12 月 18 日

地域医療連携課

医療管理係

担当：河合

内線：3110

ダイヤルイン：0742-27-8653

「第 15 回出生動向基本調査」に係る不適正な事務処理及び 県の公金の不適正支出について

国立社会保障・人口問題研究所の委託を受けて実施しています出生動向基本調査において、不適正な事務処理と県の公金の不適正支出が行われていたことが判明しました。

このような事態は、統計調査に対する信頼を失墜させるとともに、公金の適正使用への信頼も損なうものであり、県民の皆様にも深くお詫び申し上げます。また、本事案を重く受け止めるとともに、本事案に適切に対応し、再発防止策を講じてまいります。

1 概要

平成 27 年 6 月 25 日を調査実施日として郡山保健所管内で実施された出生動向基本調査において、担当職員が、調査員に調査を依頼すべきところ、調査票の提出期限が迫っていたため、依頼できずに、調査権限がないにもかかわらず、自ら調査地区で調査を行いました。一枚も調査票を回収できなかったことから、架空の調査票 37 枚を作成し、国立社会保障・人口問題研究所に提出しました。なお、すべての調査票が必要事項等の記入不備により無効とされています。

調査できなかった調査地区については、国立社会保障・人口問題研究所と協議を行い、再調査を行うことと致しました。

また、調査に従事した調査員に報酬等を支払うこととされていることから、担当職員は、調査が行われなかったことが発覚しないように、調査員に委嘱状の交付を行っておらず、かつ、調査業務を行っていないにもかかわらず、4 人の調査員に報酬等として 112,180 円を支払いました。さらに、調査対象者に協力の謝礼として配布する粗品（ウェットティッシュ 225 個、購入額 34,506 円）を配布することなく処分しました。

なお、不適正に支出された報酬等及び不適正に廃棄された粗品の購入額相当額は、既に調査員及び担当職員から返還されています。

県医療政策部では、適正に事務処理が行われていたかどうかを明らかにするために調査員に対するアンケート調査を行いました。その際、担当職員は、調査員に統計調査の依頼を行っていないことが発覚しないように、調査員に対してア

ンケート調査への記載内容を指示していました。

また、担当係長についても、調査員に対するアンケート調査を実施する過程で、担当職員から、1人の調査員の担当調査地区については自分が代わりに調査票の配布・回収に回っていたとの報告を受けたにもかかわらず、保健所長等へ報告を行わず、事前準備等は調査員が行っているため報酬等の支払いが可能であると思い、支払いの決裁をしていました。

2 判明の経緯

平成27年8月26日、国立社会保障・人口問題研究所から郡山保健所管内の調査地区の調査結果について、調査票の提出枚数が少なく、すべて無効票であり、また、記入状況が不自然であるとして、県医療政策部に対して疑義照会がありました。

これを受け、9月から11月にかけて郡山保健所の担当職員と調査員に対して聞き取り調査等を実施したところ、不適正な事務が行われていた事実が明らかになりました。

3 原因と再発防止策

今回の不適正事務は、統計調査事務の重要性に対する職員の認識が徹底していなかったこと、また、職員が事務処理を1人で担当しており、保健所の管理職も事務の進捗を適切に管理していなかったことに起因することから、次のような再発防止策を講ずることとします。

- (1) 統計調査事務の重要性に対する認識を徹底するため、地域医療連携課において、保健所の担当職員に対して統計調査の研修を実施します。また、統計調査の実施時に調査員に対する説明会を開催します。
- (2) 管理職による進捗管理が充分に行われていなかったため、事務管理の徹底に資するように、毎年度適時に、保健所の所長及び次長を集めた会議を開催し、地域医療連携課から調査の年度計画や調査事務の内容について説明します。また、決裁過程で事務の適正さを確認できるように(3)の③の措置を講じます。
- (3) 保健所における調査事務の管理の適正化を図るため、次の措置を講じます。
 - ① 調査員への委任状及び調査員証の交付に当たって、受け取りを確認するため受け取り簿を作成し、調査員の自署を求めます。
 - ② 調査員への調査票の配布及び回収に関して、帳簿を作成し、日時、調査票の枚数、調査地区などを記載し、担当職員と調査員の自署による確認を行います。
 - ③ ①と②の帳簿については、保健所内で管理職により、調査事務の決裁過程で確認を行います。
- (4) 報酬等の請求書については、請求の対象となった統計調査が明確になるように、請求に係る統計調査名だけでなく、統計調査の対象がより詳しく限定されるように調査地区、調査期間も記載するようにします。
- (5) 地域医療連携課において、調査事務の処理経過が確認できるように、保健所からの調査票の提出時に(3)の帳簿の確認を行います。

○統計調査について

ア 統計調査の名称

第15回出生動向基本調査

イ 統計調査の概要

5年に一度、国立社会保障・人口問題研究所が実施する統計調査であり、統計上の抽出方法に基づき抽出された全国900調査地区内において、妻の年齢が50歳未満の夫婦及び年齢18歳以上50歳未満の独身者を対象として、夫婦の結婚過程に関する項目（夫婦調査）、独身者における結婚への意欲・態度等に関する項目（独身者調査）について調査が実施されたものです。

調査は、都道府県が、国立社会保障・人口問題研究所から委託を受けて、保健所の指導の下、知事が任命した調査員が世帯を訪問して、調査票を配布し、調査対象者が自ら記入のうえ、所定の封筒に密封した後、調査員が回収し、保健所及び地域医療連携課を経由して、密封したまま国立社会保障・人口問題研究所に提出することになっていました。

なお、郡山保健所管内で対象とする世帯数は、253世帯です。このうち、調査票の回収が必要となるのは、妻の年齢が50歳未満の夫婦又は年齢18歳以上50歳未満の独身者がいる世帯となります。

○主な事実の経過

＜調査を開始するに至った経緯＞

7/17 調査票の地域医療連携課への提出期限

7/24 調査票が提出されなかったため地域医療連携課から郡山保健所に対して督促

8/5 郡山保健所から地域医療連携課へ調査票の提出

8/6 地域医療連携課から国立社会保障・人口問題研究所へ調査票を提出

8/26 同研究所から調査結果について疑義の照会

＜最初の調査（地域医療連携課と郡山保健所により実施）＞

9/3 関係職員の聞き取り調査

9/16～29 郡山保健所において調査員に対するアンケート調査の実施
調査結果に疑義が残ったため再調査を検討

＜再度の調査（医療政策部により実施）＞

11/12～27 関係職員及び調査員の聞き取り調査